

残土処理(異物・産廃)について、「水洗トイレ」の工事を行った事業者に対し特別委員会への参加をお願いし、今後の調整も必要です。議会は「犯人探し」が目的ではありませんが、住民の「不安・疑問」を残したままに、「産廃問題に幕を引く」ことはできません。

現場は、大量の産廃・異物が二メートル〜三メートル程度で埋められ、その上を「残土・まさ土」で覆い隠され、整地、宅地化されていきました。これは意図的・意識的「に産廃を捨てたことを物語っています。今のまま、土地を買収すればよいということにはなりません。せめて、現状のようになつた経過を明白

にし、問題点を整理し、市民の疑惑を解いてから購入すべきであり、それらの課題についても今後の調査が必要です。

環境保全という立場での行政の責任は、免れないことです。

土地買収価格のあり方についての調査は、住民監査請求事例にもなっており、より慎重な調査が求められる結果となっております。

買収予定地の二十九・五ヘクタールの必要性、土地利用のあり方、広さなども今後の調査事項です。

そして、土地買収価格に関して、土地鑑定結果の「数値」などの公表を求めましたが、地権者と「契約ができれば公開す

る」との説明であり、土地価格を協議する「用地補償評価調整委員会」を立ち上げ、公正に購入価格を出してもらおうと述べていますが、「第三者機関だけに頼って、何事も決定する」という方式は、議会軽視の手法ではないでしょうか。新しい処理施設の処理方式・事業方式として提案された、「ストロカ・セメント原料化方式、DBO方式の運営」についても、唐突で突然に発表され、市議会にも説明がないままに決定していくというやり方にも、疑問視する声がある

委員会でも出されています。いずれにしても、中間報告の最後に申し上げておかないてはならないのは、二か月少々

で、この重大な問題、二十数年にわたり論議している「ごみ問題の結論」を導き出そうというのですから、かなり無理があり、調査に関わる時間が不足するのではとの懸念が出てきたことを申し上げて中間報告を終わります。

以上が「中間報告の要約」です。この報告書が市民の皆さんの手に届くときは、「最終報告」がなされていると思いますが、よろしくご判断ください。

**委員会メンバー**

◎委員長  
○副委員長

- ◎末永弘之、○北本周作
- 秋山幸則、岡安謙典、河本英敏
- 高橋 誠、津本辰己、西野修平
- 森岡和雄、吉田耕造